

議案第8号

橋本市公営住宅基金条例の一部を改正する条例について

橋本市公営住宅基金条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成29年9月4日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市公営住宅基金条例の一部を改正する条例

橋本市公営住宅基金条例(平成 18 年橋本市条例第 94 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(設置) 第 1 条 公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 44 条第 2 項の規定に基づき譲渡の対価の積立て及び家賃収入額の積立てを行い、新しく公営住宅又は共同施設の建設、修繕又は改良に要する費用に充てたるため、橋本市公営住宅基金(以下「基金」という。)を設置する。 (積立て) 第 2 条 基金として積み立てる額は、公営住宅を譲渡したときの対価及び市営住宅入居者を新たに募集するための空家修繕にかかる費用に基金を充てた住戸の家賃収入額のうち予算で定める額とする。</p>	<p>(設置) 第 1 条 公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 44 条第 2 項の規定により譲渡の対価を積み立て、新しく公営住宅又は共同施設の建設、修繕又は改良に要する費用に充てたるため、橋本市公営住宅基金(以下「基金」という。)を設置する。 (積立て) 第 2 条 基金として積み立てる額は、公営住宅を譲渡したときの対価とし、必要があるときは、予算の定めるところにより基金に積立てをすることができ。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。